

# 事業申請にあたっての留意点等

## 1 交付対象事業について

### (1) 「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」について

対象：平成 15 年 9 月 1 日以降に合併した市町村区域内に係る事業

なお、合併前であっても合併構想により構想対象市町村に位置づけられた市町村区域内の事業もこの区分の対象とします。また、事業主体は、市町村、公共的団体等のいずれも対象です。

### (2) 「地域協働の推進に関する事業」について

当該事業自体には協働性は認められないものの、結果として地域協働を促すこととなる事業が対象です。なお、「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」の同様の事業も対象となります。その他の区分に該当する事業は、事業実施段階で地域（住民）協働が備わっていることが必要です。

### (3) 市町村が公共的団体等に行う間接補助について

最終用途内容が明確な間接補助事業のみを対象とします。

ただし、元気づくり支援金と同様の主旨で市町村が実施する総合補助事業は対象外とするほか、内容を特定せず枠的に公共的団体等に補助する経費については、対象外となります。（例えば、〇〇地区活動補助金 など）

### (4) 市町村が公共的団体等に行う委託事業について

市町村が公共的団体等に委託する事業も従来どおり対象とします。

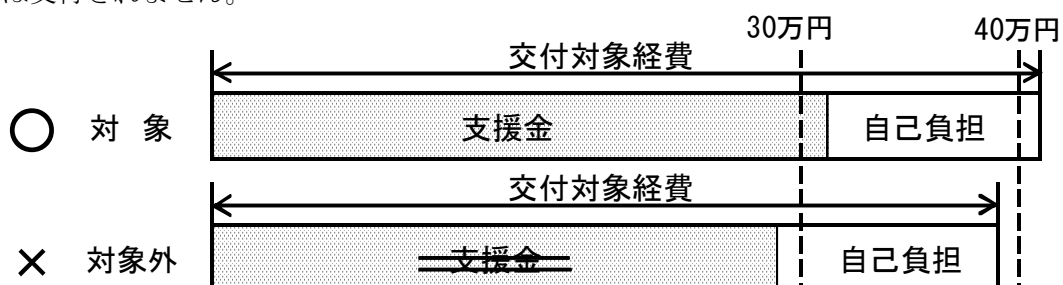
## 2 補助限度額について

支援金の対象事業を補助額 30 万円以上のものとしています。補助額が 30 万円を下回ると支援金の対象外となりますので、計画を立てる際には十分ご注意ください。

また、実績で補助額が 30 万円を下回る場合は、原則として交付決定が取り消しとなりますので、計画を立てる際には事業費をしっかりと見積っていただくとともに、事業実施にあたっては計画に沿って実施するようご留意願います。

なお、交付決定後に補助額が 30 万円を下回る場合は、速やかに、所轄地域振興局へ相談してください。

例：補助率 3 / 4 のソフト事業の場合、事業費（交付対象経費）が 40 万円未満の事業は、支援金は交付されません。



### 3 重点的に推進するテーマの設定について

#### (1) 県全域で重点的に推進するテーマ

平成 29 年度の県全域で重点的に推進するテーマとして、以下の 3 項目を設定し、その推進のため補助率をかさ上げします。

#### <平成 29 年度県全域重点テーマ>

- ① しあわせ<sup>バイ</sup>×2 (buy) 信州運動の推進 (地消地産)
- ② 人生二毛作社会の推進
- ③ 信州 ACE<sup>エース</sup>プロジェクトの推進

#### 【テーマの該当性】

※ 重点テーマに該当するか否か判断するための目安は次のとおりです。なお、重点テーマに該当しない場合でも、通常の補助率で採択を判断します。

区 分	判 断 の 目 安
① しあわせ <sup>バイ</sup> ×2 (buy) 信州運動の推進 (地消地産)	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内経済循環を拡大させるため、生産、加工、流通・販売、消費の各ステージにおける地消地産*の推進を目的としていること。</li> <li>　*地域で消費されるモノやサービスをできるだけ地域で生産すること</li> </ul> <p><b>【内容 (例示)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で消費されるモノやサービスを新たに産み出す取組</li> <li>・地域のモノやサービスを積極的に利用するための取組</li> <li>・上記のほか、地域内経済循環の拡大に寄与する取組の普及・啓発</li> </ul> <p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組によって地域内経済循環の拡大が図れることが期待される。</li> </ul>
② 人生二毛作社会の推進	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シニア世代が元気に活躍できる「人生二毛作社会」の確立に向け、シニアの方の知識や経験を活かし、社会活動や就業など、社会参加を行うことができる仕組みづくりの推進を目的としていること。</li> </ul> <p><b>【内容 (例示)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シニア世代の社会活動、就業などを支援する具体的な事業</li> <li>・上記のほか、様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する人生二毛作社会づくりを推進するための具体的な事業</li> </ul> <p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シニア世代がその能力を発揮し、社会参加を推進することが期待される。</li> </ul>
③ 信州 ACE <sup>エース</sup> プロジェクトの推進	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防に効果のある Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)に取り組む健康増進を図る県民運動「信州 ACE(エース)プロジェクト」を推進するものであること。</li> </ul> <p><b>【内容 (例示)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリジナル体操や健康教室など、市町村と連携した体を動かす取組の普及・啓発</li> <li>・家庭や地域での減塩や野菜摂取を重点とした食生活改善の取組</li> <li>・上記のほか、様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する「信州 ACE プロジェクト」を推進する事業</li> </ul> <p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって、「信州 ACE プロジェクト」の推進が期待できる。</li> </ul>

## (2) 地域ごとに重点的に推進するテーマ

平成 29 年度から県全域で重点的に推進するテーマに加え、地域特有の課題解決に向け、重点テーマを地域ごとにも設定し、その推進のため補助率をかさ上げします。

### <平成 29 年度 北信地域重点テーマ>

- ①地域交通の確保・充実
- ②強みを活かした広域的な観光振興
- ③地域資源の魅力向上
- ④多様なライフスタイルに合わせた就業支援・産業創出
- ⑤歴史・文化の継承、移住・定住・交流人口の増加促進
- ⑥地域の医療・福祉・子育て環境の充実
- ⑦地域の防災力の向上

#### 【テーマの該当性】

※ 重点テーマに該当するか否か判断するための目安は次のとおりです。なお、重点テーマに該当しない場合でも、通常の補助率で採択を判断します。

区 分	判 断 の 目 安
① 地域交通の確保・充実	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・暮らしを支える地域交通（鉄道、バス等）の確保・充実</li></ul> <p>【内容（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域交通の利用促進、利便性の向上を図る事業</li><li>・駅、バス停の利便性の向上を図る事業</li><li>・上記のほか、地域住民等が主体的・自主的に実施する地域交通の確保・充実を図る事業</li></ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の関係者が一体となった取組によって、地域交通の確保・充実が期待できる。</li></ul>
② 強みを活かした広域的な観光振興	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・信越自然郷の魅力を発信し、広域連携による観光振興の推進</li></ul> <p>【内容（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・豊かな自然環境を活かしたアウトドアアクティビティなど誘客を促進する事業</li><li>・上記のほか、信越自然郷の魅力、中でもグリーンシーズンの魅力を発信し、広域連携による観光振興を推進する事業</li></ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通過型ではなく滞在交流型の観光地としての価値を高めることが期待できる。</li></ul>
③ 地域資源の魅力向上	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域食材やその他の地域資源の価値の向上</li></ul> <p>【内容（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域食材をブラッシュアップし、その魅力を地域外に発信する事業</li><li>・自然エネルギーの普及、拡大に資する事業</li><li>・上記のほか、様々な地域資源を活用し価値を高める事業</li></ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域資源をブラッシュアップすることにより、地域に誇りを持って活動に取り組むことが期待できる。</li></ul>

区 分	判 断 の 目 安
<p>④多様なライフスタイルに合わせた就業支援・産業創出</p>	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の仕組みにとらわれない多様なライフスタイルに合わせた働き方の支援、産業の創出</li> </ul> <p><b>【内容（例示）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークや季節ごとの就業などそれぞれのライフスタイルに合わせた就業を支援し、モデル事業として発信する事業</li> <li>・上記のほか、地域の活性化につながり、産業創出に寄与する事業</li> </ul> <p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用や就業、起業が促進されることにより、移住・定住・二地域居住につながることを期待できる。</li> </ul>
<p>⑤歴史・文化の継承、移住・定住・交流人口の増加促進</p>	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土の歴史・文化の魅力に気付き継承していく機運を醸成し、誇りを持って住みたいくなる（または何度も訪れたいくなる）地域づくりの推進</li> </ul> <p><b>【内容（例示）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市と農村の交流を推進する事業</li> <li>・ふるさとの自然や文化を学び体験する事業</li> <li>・上記のほか、移住・定住の促進や交流人口の増加に資する事業</li> </ul> <p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や文化に親しみ、地域活動が活発化することにより、移住・定住・交流人口の増加が期待できる。</li> </ul>
<p>⑥地域の医療・福祉・子育て環境の充実</p>	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療・福祉・子育て環境づくりの推進</li> </ul> <p><b>【内容（例示）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療の充実を図る事業</li> <li>・ノーマライゼーション（誰もが住み慣れた地域社会で自分らしく暮らせる社会）を推進する事業</li> <li>・地域で子育てを支援する事業</li> <li>・様々な困難を抱える子どもや家庭への支援に関する事業</li> </ul> <p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が相互に支え合い安心して住める社会を形成する機運の醸成が期待できる。</li> </ul>
<p>⑦地域の防災力の向上</p>	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が地域の安全は自分たちで守るという「自助」、「共助」の意識の高揚、防災意識の向上</li> </ul> <p><b>【内容（例示）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の防災意識の醸成、地域の体制づくり、地域コミュニティの防災力向上に資する事業</li> </ul> <p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民・団体などが主体的に行う取組によって地域防災力の向上が期待できる。</li> </ul>

## 4 交付対象経費について

### (1) 食糧費について

食糧費については、原則対象外としていますが、事業目的に照らして事業実施に不可欠で、かつ必要最小限の食材費については認められる場合がありますので、地方事務所に御相談ください。

対象となる例	・食育事業、郷土料理教室、そば打ち教室の原材料費
対象外となる例	・イベントにおける無料配布、販売の原材料費

### (2) 人件費について

地域住民の労務の提供に対し支払う謝金は、名称のいかんを問わず、「人件費」に該当するものであり、対象外経費となります。

ただし、例えば、植栽事業において重機作業が必要であり、地域住民の中に重機のオペレーターがいて、作業内容に応じて労務費の積算が適正になされ、個人事業者として請負と同様の形態で事業主体と契約を締結している場合などについては、この限りではありません。

また、草刈りなどの地域住民の協働作業に関して障害保険等を掛ける場合がありますが、人件費同様に対象外経費として扱います。

なお、例えば、子供がノミやのこぎりを使用する「親子ものづくり講座事業」などにおいて、受講者に対する傷害保険等はこの限りではありません。

### (3) 調査研究や計画作成について

事業効果を直接に生み出さない調査研究や計画作成については、対象外経費とします。

ただし、調査研究や計画作成の結果等と密接な関連付けがあり、事業効果を創出する事業が併せ行われる場合は、この限りではありません。

### (4) 特定財源の扱いについて

事業の継続性の観点から、自己財源の確保に向けたインセンティブとして、公共的団体等の事業については、対象事業費に事業収入、市町村・民間補助金、負担金等の特定財源を算入することとしています。なお、市町村事業は、対象経費から特定財源を控除します。

例：事業実施に係る経費 120 万円、補助率 3 / 4 のソフト事業で、20 万円の事業収入がある場合の支援金額の算出

(単位: 万円)

	← 交付対象経費 120 →		
公共的 団体等	支援金額 $120 \times 3/4 = 90$	自己 負担	事業収入 20
	← 交付対象経費 100 →		対象外
市町村	支援金額 $100 \times 3/4 = 75$	自己負担 25	事業収入 20

※ 支援金額 = 交付対象経費 × 補助率

## 5 広報表示について

地域住民の皆様に対して、支援金活用事業を幅広く周知するために、支援金により取得（作成）した施設・設備、機材・物品及び印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示していただく必要があります。

なお、広報表示に要する経費については、対象経費に含めることができます。

### （1）表示内容

表示にあたっては必ず、「**長野県 地域発 元気づくり支援金**」を入れること。

例：「平成 29 年度 長野県地域発元気づくり支援金により整備しました。」

「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」

### （2）表示にあたっての注意事項

- ① 原則、ペイントする等、取りはずし等が容易にできない方法で表示すること。  
ただし、表示物が多い場合等必要に応じ、ラベルライターのシール等も可能とする。
- ② 表示する場所は、表示効果が十分認められるところとすること。
- ③ 表示の大きさは、視認でき、表示効果が認められる大きさとすること。
- ④ 実績報告書には、広報表示がわかるように撮影された写真を添付すること。

### （3）表示の具体例

事業例	表示方法等
公園、花壇、遊歩道等	立て看板等に表示
草刈り機、薪割り機、工具等の機材等	見える場所に表示（工具箱等でも可）
パンフレット、冊子等の印刷物	表紙や裏表紙等の余白に表示
シンポジウム、講習会等の催事	プログラムやタイトル看板等に表示

## 6 会計処理

元気づくり支援金は皆様の貴重な税金をもとに実施している補助金であり、事業の実施には適正な執行が求められており、かつ、そのチェックが必要不可欠です。

つきましては、より適正な執行管理を進めていくため、次の事項を遵守してください。

### （1）会計責任者について

支援金交付申請書（別記様式第3号）については、下記専用口座に係る内容の記載と併せて、会計責任者を明記してください。（団体の規模等に応じて、代表者と会計責任者が兼務となることもやむを得ないものとして取り扱います。）

### （2）専用口座の開設について

団体の通常の活動経費と支援金活用事業の経費つきましては、明確に分けて管理をしていただく必要があることから、地域づくり団体等の公共的団体にあつては、支援金活用事業に係る専用の口座を開設してください。

支援金は事業実施後にこの口座に振り込まれますが、事業にかかる自己資金（メンバーの立て替え含む）の管理も、可能な限りこの口座を利用してください。

### (3) 補助簿の作成について

会計関係書類の不備を防ぐため、収入支出の明細等を記録した補助簿を作成してください。記録した内容については、必ず代表者、会計責任者以外の者が確認するようにしてください。

補助簿は、参考様式（64、65 頁参照）を可能な限り活用してください。なお、詳細版を活用して整理しておくこと、実績報告の作成が簡便になります。

また、領収書等の証拠書類は補助簿の番号と合わせて A 4 版の台紙に貼付して、整理してください。

※支援金の算出にあたり、特定財源となる収入額を確認する必要があるため、補助簿等には事業に係る収入も記載してください。

### (4) 契約方法について

補助金交付要綱では、契約は原則競争入札としていますが、独自の会計規程を持たない公共的団体等については、県の財務規則に準じて、次のとおり行ってください。

2 万円未満	見積不要
10 万円未満	1 者見積
10 万円以上	複数見積

## 7 その他

### (1) 国・県等の助成制度との重複受給の禁止

地域発元気づくり支援金交付要綱第 3 の 2（交付対象外事業）に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても取り消しとなります。事業計画申請段階から重複申請とならないようご留意願います。

なお、市町村の補助や民間の助成（例：「長野県みらいベース」の助成）については、支援金と併せて受けられますが、その額によっては、支援金額の算出に影響する場合がありますので、ご注意ください。

### (2) 事業によって建設した建築物の登記について

事業によって、登記すべき建物を建築した場合、表示及び所有権保存の登記を行ってください。また、このような事業の場合、申請団体が登記の主体となり得るか、申請の際に確認させていただきます。

### (3) 物品等の管理について

支援金により購入した消耗品については、通常の活動において使用が可能な物等については明確に分けて管理をしていただく必要があります。事業終了後の残分につきましては、別の用途として適宜使用することも可能ですが、計画的に購入をするなど、大量に余ることのないようご注意ください。

また、支援金により購入した備品については、事業実施年度以降についても、事業の趣旨に沿った適正な使用や管理をしていただく必要があります。

適正な支出であることが、証拠書類から確認できない場合や不備がある場合には、補助を受けられない場合がありますので証拠書類等の管理には十分ご注意ください。

支援金支払い後においても、必要に応じて帳簿等の証拠書類や備品の管理等について確認をさせていただく場合があります。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から5年間整理保存してください。

事業の目的に反して使用された経費等が確認された場合、支援金を返還していただくことがありますのでご留意願います。